

保育所等における濃厚接触者及び陽性者の発生があった場合の対応について

1. 関係者が濃厚接触者となった場合

①職員が濃厚接触者となった場合

当該職員は、PCR 検査の結果が出るまでは自宅待機とすること。検査の結果が出た後は保健所の指示に従うこと。

②在園児が濃厚接触者の場合

①の対応と同じ。

③職員の家族が濃厚接触者の場合

当該職員は保健所と相談のうえ、その指示に従うこと。

④在園児の家族が濃厚接触者の場合

③の対応と同じ。

2. 関係者が陽性となった場合

①職員が陽性となった場合

すべての園関係者が濃厚接触者となる可能性があることから、該当園を臨時休園。保健所の行動調査により濃厚接触者と特定された該当者は、PCR 検査の結果が出るまでは自宅待機とし、検査の結果が出た後は保健所の指示に従うこと。市は、県子育て支援課・保健所の助言のもと一部休園、全部休園の期間について判断を行う。

②在園児が陽性となった場合

①の対応と同じ。

③職員の家族が陽性となった場合

職員の同居の家族が陽性となった場合、当該職員は濃厚接触者と特定される可能性が高いことから保健所の指示に従うこと。

濃厚接触者と特定された場合は上記 1 - ①と同様に保健所の指示に従うこと。

④在園児の家族が陽性となった場合

③の対応と同じ。

3. 関係者がPCR検査受診の期間

診断が陽性と確定するまでは、通常どおり保育所等を開所。

PCR 検査受診者は診断が確定するまで自宅待機とする。その後 1-①、2-①の対応と同じ。

4. 児童家庭課への連絡について

濃厚接触者や感染者となった場合、または PCR 検査が必要と診断された場合

○保護者 → 各施設

○各施設 → 児童家庭課（代表：72-3751）

※ 別紙、保育所等における新型コロナウイルス対応フローチャート図も参照下さい。

5. その他注意事項について

○園児、家族、職員が感染者となった場合、個人情報の管理には十分な注意を払うとともに、個人やその属性等に対するの偏見など風評被害が起こらないような配慮をお願いします。